

住居確保給付金（転居費用補助）のしおり

世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し住居を喪失
した方又は住居を喪失するおそれのある方へ
～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

【蕨市】

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同じく世帯に属する方の死亡や、本人若しくは同じ世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方であって、かつ、家計改善の支援において転居により家計が改善することが認められた方に対し、転居費用相当分の給付金を支給します。

転居費用補助を受けるための要件があります

申請時に以下の①～⑨のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 蕨市内に現に居住する方。
- ② 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、世帯収入が著しく減少し、経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居喪失のおそれがある方。
- ③ 申請した月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である方。
- ④ 申請した月において、世帯の生計を主として維持している方。
- ⑤ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額（**収入基準額**）以下であること。

※給与収入の場合、社会保険料等天引き前の総支給額（交通費は除く）が算定対象

世帯人数	基準額	収入基準額
1人	84,000円	基準額（左記）＋お住いの住宅の家賃額 ※ただし家賃額は、単身世帯は47,700円、 2人世帯は57,000円、3～5人世帯は 62,000円が上限
2人	130,000円	
3人	172,000円	
4人	214,000円	
5人	255,000円	

次ページに続く

- ⑥ 申請日において、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者の所有する金融資産（現金、預貯金等）の合計額が次の表の金額以下であること。

世帯人数	金融資産
1人	504,000円
2人	780,000円
3人以上	1,000,000円

- ⑦ 蕨市生活自立相談支援センターでの家計に関する相談支援において、その家計の改善のために次の2点に掲げるいずれかの事由により転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難である方。

- ・転居に伴い一月当たりの家賃の額が減少し、家計全体の支出の削減が見込まれること。
- ・転居に伴い一月当たりの家賃の額が増加するが、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれること。

- ⑧ 地方自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同じの世帯に属する者が受けていない方。

- ⑨ 申請者及び申請者と同じの世帯に属する者のいずれもが暴力団員でない方。

転居費用補助の対象経費と支給額

① 転居費用補助の支給対象・対象外の経費は以下の通りです。

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
・転居先への家財の運搬費用 ・転居の住宅に係る初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料） ・ハウスクリーニングなどの原状回復費用（転居前の住宅に係る費用を含む） ・鍵交換費用	・敷金 ・契約時に払う家賃（前家賃） ・家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費

② 支給額

支給額（限度額以内）＝支給対象となる経費（住宅扶助基準額（※）×3）

	住宅扶助基準額	支給限度額
単身世帯	47,700円	143,100円
2人世帯	57,000円	171,000円
3人世帯	62,000円	186,000円
4人世帯	62,000円	186,000円
5人世帯	62,000円	186,000円
6人世帯	67,000円	201,000円
7人世帯	74,400円	223,200円

※住宅扶助基準額：「生活保護法による保護の実施要領について」局第 7-4-（1）-ア、局第 7-4-（1）-オで定められた額

支 給 方 法

支給方法は、経費に応じて次の①又は②の通りです。

① 転居先の住宅に係る初期費用

蕨市から不動産業者等の口座へ直接振り込みます。

② ①以外の経費（家財の運搬費用等）

個々の状況に応じて、蕨市から業者等の口座へ振り込む代理受領か、受給者の口座への支給か、いずれかの方法で支給します。

転居費用補助の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書（蕨市生活自立相談支援センターで交付します）
 - ② 住居確保給付金申請時確認書（ 同上 ）
 - ③ 本人確認書類（次のいずれかの写し）
 - ・顔写真入りの証明書（運転免許証、旅券《所持人記入欄があるもの》、各種福祉手帳、マイナンバーカード）※外国人の方は在留カード
 - ・顔写真入りの証明書がない場合は次の2つ以上（健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し）
- ※本人確認書類は蕨市の現住所の記載があるものに限る。
- ④ 収入減少関係書類
世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
 - ⑤ 離職等関係書類
世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
 - ⑥ 収入関係書類
申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し
 - ⑦ 金融資産関係書類
支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し
 - ⑧ 住居確保給付金要転居証明書
 - ⑨ 居住維持費用関係書類（持家の場合のみ）
申請者が持家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

転居費用補助の申請から決定まで

◆ 家計改善支援事業による支援

- ・ 蕨市生活自立相談支援センターにおいて家計改善支援事業による支援を実施し、次の①及び②の支給要件が認められるかを確認

① 家計の改善のために次のア) 又はイ) のいずれかの事由により転居が必要であること

ア) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が減少し（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が減少する場合を含む）、家計全体の支出の削減が見込まれる

イ) 転居に伴い申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額が増加する（当該申請者が持家である住宅に居住している場合又は住居を持たない場合であって、その居住の維持又は確保に要する費用の月額よりも転居後に賃借する住宅の一月あたりの家賃が増加する場合を含む）が、転居に伴うその他の支出の削減により家計全体の支出の削減が見込まれる

② ①の転居のための費用の捻出が困難であること

- ・ 転居が必要と認められた申請者に対し、「住居確保給付金要転居証明書」が交付されます。
- ・ 転居が必要と認められた申請者に対し、家計の状況を踏まえ、転居後の住居の家賃額として適切な額が示されます。

◆ 住居確保給付金の支給申請

- ・ 必要書類を添えて、申請書を蕨市生活自立相談支援センターに提出します。
- ・ 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」が交付されます。

◆ 転居先住宅の確保及び不動産仲介業者等との調整

- ・ 家計改善支援事業で示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して、転居先の住居探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保します。
- ・ 必要に応じて蕨市生活自立相談支援センターから不動産仲介業者や居住支援法人などの情報提供がされます。

次ページに続く

- 入居希望の住居が確定した場合、不動産仲介業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項（入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等）の記載・交付を受けてください。
- 記載・交付を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を蕨市生活自立相談支援センターに提出してください。

また、初期費用の他、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類を提出してください。

◆ 審査・決定

- 審査の結果、申請内容が適正であると判断された申請者に対しては「住居確保給付金支給決定通知書」及び「住居確保報告書」が交付されます。
必要に応じて「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
なお、審査の結果支給が認められないと判断された場合には「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。
- 転居に要する費用（初期費用、家財の運搬費用等）が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は受給者の自己負担となります。
- 転居に要する費用の実際の支出額が、当該支給額を下回った場合、差額は返還してください。

◆ 支給決定後

- 住宅入居日から7日以内に「住居確保報告書」に、賃貸住宅に関する「賃貸借契約の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して蕨市生活自立相談支援センターに提出してください。
この際、初期費用の他に転居を要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）の見積書等を提出している場合や、初期費用を受給者本人の口座へ支給した場合は、実際に支払った額を確認できる書類（領収証等）も添付してください。

転居費用補助の再支給について

- 転居費用補助の受給後に、受給者と同じの世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは受給者と同じの世帯に属する者の離職、休業等（本人の責に帰すべき理由又は当該個人の都合によるものを除く）により世帯収入が著しく減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合、支給要件に該当する者については、再支給することができます。

転居費用補助を徴収する場合があります

- 住居確保給付金（転居費用補助）の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、既に支給された給付の全額又は一部について徴収することとなります。

【住居確保給付金（転居費用補助）の相談・申請窓口】

蕨市生活自立相談支援センター

場 所：蕨市錦町3丁目3番27号 蕨市総合社会福祉センター2階

電 話：048-445-1377

FAX：048-445-3101